

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費支給規則（昭和28年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職した職員に対する旅費の支給) 第1条の2 [略] 2 条例第2条第2項第3号に規定する旅費が支給される帰住地が県外に所在する場合は、帰住地から帰住地に最も近い県内の公署までの距離が60キロメートル未満の場合とする。	(退職した職員に対する旅費の支給) 第1条の2 [略] 2 条例第2条第2項第3号に規定する旅費が支給される帰住地が県外に所在する場合は、帰住地から帰住地に最も近い県内の公署までの距離が60キロメートル未満の場合 <u>(任用の事情を考慮して別に定める場合を除く。)</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。